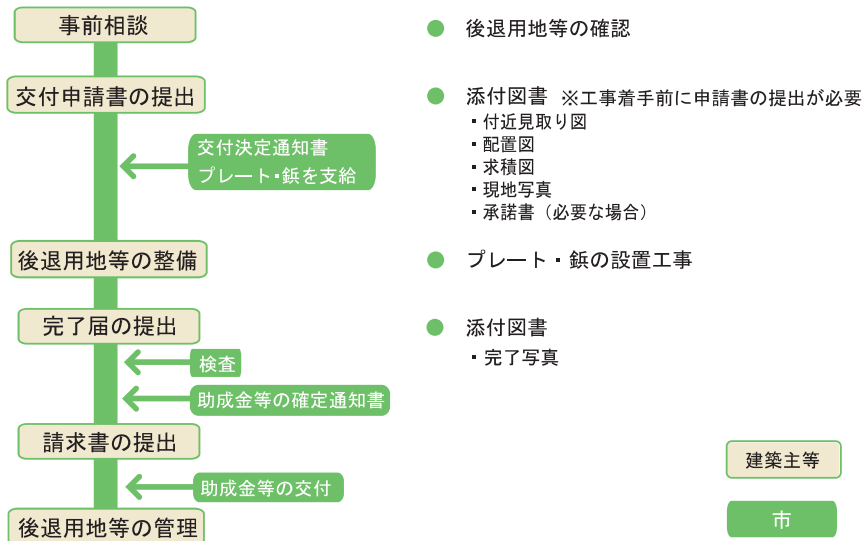


# 4 手続きの流れ



# 5 対象地区



問い合わせ先  
 名古屋市 住宅都市局 市街地整備課  
 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 (市役所西庁舎)  
 TEL 052-972-2759 FAX 052-972-4163

# 生活こみち 整備促進事業

みんなでひろげよう、せまいみち 安全・快適なまちづくり

建築主・土地所有者のご協力による  
「生活こみち」



KOMICHI

名古屋市

名古屋市住宅都市局

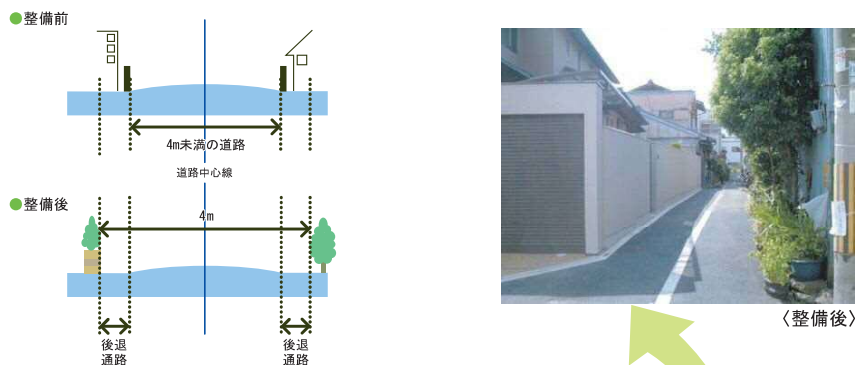
# 1 生活こみち整備促進事業とは

狭い道路は、災害時や緊急時に消火活動や避難の支障となるとともに、日常生活において風通しや採光など住環境の課題になっています。

幅員4m未満の道路に面した敷地で建築をする場合、建築物や門、塀などを道路の中心線から2m後退するように建築基準法で義務付けられています。

本市では、この後退用地を建築主等の方が舗装整備し、一般の交通・通行の用に供する通路（後退通路）として維持管理していただくことを支援するため、「生活こみち整備促進事業」を設けています。

これによってすでにある狭い道路と、皆様のご協力によって整備された後退通路をあわせて「生活こみち」として活用することにより、密集市街地で安全・快適なまちづくりを推進します。



# 2 対象とする地区、狭い道路は

- ◆対象地区は、名古屋市都市計画マスタープランの「戦略的まちづくり」における「重点地域」内の木造住宅密集市街地の中からモデル地区として選定した米野、御劔地区とします。
- ◆対象となる狭い道路は、つぎのとおりとします。
  - ・建築基準法第42条第2項道路\*（二項道路）
  - ・上記以外で市長が認めた4m未満の道路

ただし、以下のものは除きます。

- 都市計画法（昭和43年法律100号）第29条に定める開発行為を伴うもの
- 都市計画法に基づく事業等、他の事業によって拡幅又は整備されるもの
- 国、地方公共団体、又はこれに準ずる団体が行う建築行為を伴うもの
- この制度を適用することが適当でないものとして市長が認めたもの

\*建築基準法第42条第2項道路とは  
建築基準法ができた昭和25年以前から建築物が建ち並んでいる幅員4m未満の道路で、建築物を建築する場合には、道路の中心から水平距離2mの線を道路境界線とみなす道路です。



# 3 助成などの内容は

- 1) 整備助成金  
後退用地等の舗装整備に対する助成
- 2) 通路使用奨励金  
後退用地等を通行の用に供して頂いた場合の奨励金
- 3) 移設助成金  
後退用地等に存する下記の施設を後退用地等外に移設することに対する助成
  1. 量水器
  2. 汚水ます等
  3. ガスメーター
  4. 生垣
  5. 樹木
- 4) 雑費  
後退したことを示すプレートと鋸を設置することに対する助成  
(プレート等は市が支給します)

助成金等の金額一覧

助成項目	助成額
整備助成金	5,400円/㎡
通路使用奨励金	3,000円/㎡
量水器移設助成金	83,500円/件
汚水ます等移設助成金	35,400円/件
ガスメーター移設助成金	14,200円/件
生垣移植助成金	9,100円/m
樹木移植助成金 低木	1,400円/本
樹木移植助成金 中木	6,100円/本
樹木移植助成金 高木	14,100円/本
雑費	20,500円/件

- 注) 1 後退用地等の維持管理は建築主等に行っていただきます。  
2 整備した後退用地に対する固定資産税、都市計画税が軽減される場合があります。(詳しくは、関係区の市税事務所固定資産税課におたずねください。)



## 生活こみち整備促進事業のイメージ

